

阿賀野市告示第188号

阿賀野市保育所等給食費物価高騰対策補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年11月1日

阿賀野市長 田中清善

阿賀野市保育所等給食費物価高騰対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物価高騰の影響により、給食食材費が高騰する中、保護者の負担を増やすことなく、安定的な給食を提供できることを目的として、私立保育園及び私立認定こども園（以下「私立保育所等」という。）に対し、予算の範囲内で交付する阿賀野市保育所等給食費物価高騰対策補助金（以下「補助金」という。）について、阿賀野市補助金等交付規則（平成16年阿賀野市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内の私立保育所等を運営する法人とする。ただし、物価高騰による給食費の影響分について、保護者に負担させる者はこの限りでない。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、物価高騰に伴う給食費の事業主負担分とする。

(補助金基準額)

第4条 補助基準額は、各月ごとに当該月の初日における入所児童数に220円を乗じて算出した額の合計額とする。

(補助金の対象期間)

第5条 補助金の算定対象期間は、令和4年11月1日から令和5年3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、阿賀野市保育所等給食費物価高騰対策補助金交付申請書（第1号様式）を別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、速やかに補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、阿賀野市保育

所等給食費物価高騰対策補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の実績報告書）

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が終了したときは、速やかに阿賀野市保育所等給食費物価高騰対策補助金実績報告書（第3号様式）に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により事業の完了に係る報告を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めた時は、補助金の額を確定しなければならない。

2 市長は前項の規定による額の確定を行ったときは、阿賀野市保育所等給食費物価高騰対策補助金確定通知書（第4号様式）により補助金の交付決定を受けた者に通知しなければならない。

（補助金の返還）

第10条 前条の規定により補助金を返還する必要がある者は、通知を受けてから30日以内に市に返還しなければならない。

2 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金を他の用途に使用した設置者があるときは、市長は補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金の全額又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年11月1日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

阿賀野市長 様

申請者 住 所
法 人 名
代表者名

(園)

年度阿賀野市保育所等給食費物価高騰対策補助金交付申請書

阿賀野市保育所等給食費物価高騰対策補助金要綱第6条の規定により、 年度
阿賀野市保育所等給食費物価高騰対策補助金を下記のとおり申請します。

1 交付申請額	金 円
2 添付書類	(1) 事業計画書(別添1) (2) 収支予算書(別添2) (3) その他市長が必要と認める書類

年度保育所等給食費物価高騰対策事業計画書

法人名：

(保育施設名：)

対象経費の 支出予定額	寄付金その 他の収入額	差引額 (実支出予定額) (A - B)	補助基準額	選定額 (CとDを比較し て少ない方の額)	要補助額
A	B	C	D	E	F
円	円	円	円	円	円

(1) 補助算定対象児童数 (見込)

区分	11月	12月	1月	2月	3月	合計
月初の 入所児童数	人	人	人	人	人	人

(2) 補助基準額 (見込)

事業実施月数	算定対象延べ児童数 ※	補助単価	補助基準額
	人	220円	円

年度歳入歳出予算書

(自： 年 月 日～至： 年 月 日)

補助事業者

氏 名

(園)

区 分	予算額 (円)	備 考
収 入	補 助 金	円 保育所等給食費物価高騰対策補助金
	給 食 費	円 保護者負担金等 (※)
		円
		円
	合 計	円
支 出	食材購入費	円
		円
		円
		円
	合 計	円

記載上の注意

- 1 支出項目の備考欄には、できるだけ細かい明細を記載すること。
- 2 備考欄に、明細が記載しきれない場合は、任意により明細を添付すること。
- 3 未満児の給食費保護者負担については、1食あたり275円として、算出してください。

※未満児(0～2歳児)の給食費については、保育料等に含まれておりますが、みなし収入として計上してください。

第 号
年 月 日

住 所
名 称
氏 名 様

阿賀野市長 田 中 清 善 印

阿賀野市保育所等給食費物価高騰対策補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度阿賀野市保育所等給食費物価高騰対策補助金を下記のとおり交付することに決定したので、阿賀野市保育所等給食費物価高騰対策補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

交付決定額 _____ 円

- 注(1) この補助金は、目的以外の経費に使用してはならないこと。
- (2) 阿賀野市保育所等給食費物価高騰対策補助金交付要綱及び阿賀野市補助金等交付規則の規定に従うこと。
- (3) 補助事業完了後、速やかに実績報告書を提出すること。

年 月 日

阿賀野市長 様

申請者 住 所
法 人 名
代表者名

年度阿賀野市保育所等給食費物価高騰対策補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた 年度の阿賀野市保育所等給食費物価高騰対策事業の実績について、阿賀野市保育所等給食費物価高騰対策補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額	金 円
2 添付書類	(1) 事業実績報告書(別添1) (2) 収支決算書(別添2) (3) その他市長が必要と認める書類

年度保育所等給食費物価高騰対策事業実績報告書

法人名：

(保育施設名：)

総事業費 A	寄付金その 他の収入額 B	差引額 (実支出額) (A - B) C	基準額 D	選定額 (CとDを比較し て少ない方の額) E	交付決定額 F	差引額 (E - F) G
円	円	円	円	円	円	円

(1) 補助算定対象児童数 (実績)

区分	11月	12月	1月	2月	3月	合計
月初の 入所児童数	人	人	人	人	人	人

(2) 補助基準額 (実績)

事業実施月数	算定対象延べ児童数	補助単価	補助基準額
	人	220円	円

年度歳入歳出決算書

(自： 年 月 日～至： 年 月 日)

補助事業者

氏 名

(園)

区 分	決算額 (円)	備 考
収 入	補 助 金	円 保育所等給食費物価高騰対策補助金
	給 食 費	円 保護者負担金等 (※)
		円
	合 計	円
支 出	人 件 費	円
		円
		円
		円
		円
		円
	合 計	円

記載上の注意

- 1 支出項目の備考欄には、できるだけ細かい明細を記載すること。
- 2 備考欄に、明細が記載しきれない場合は、任意により明細を添付すること。
- 3 未満児の給食費保護者負担については、1食あたり275円として、算出してください。

※未満児(0～2歳児)の給食費については、保育料等に含まれておりますが、みなし収入として計上してください。

年 月 日

年度阿賀野市保育所等給食費物価高騰対策補助金確定通知書

住 所

法 人 名

代表者名

様

阿賀野市長 田 中 清 善 

年 月 日付け第 号で交付の決定をした 年度阿賀野市保育所等給食費物価高騰対策補助金の交付については、阿賀野市保育所等給食費物価高騰対策補助金要綱第9条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知する。

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |